

建設経済常任委員会

議案第84号 平成22年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 結いの里づくりについては市内活動組織の経理支援ということで、具体的にはどういう組織が幾つあって、雇用予定者はどこで採用するのか伺う。

答弁 農地・水・環境保全向上対策事業で、活動している共同支援活動51団体や営農支援活動31団体について、組織への指導推進事務を行うものである。その他、農林水産課の直接の業務補助事務となっている。

質疑 相馬野馬追の里ブランド化推進協議会の創設については、何名の協議会で、現段階でどういう方を考えているか伺う。

答弁 各関連する企業、商工会の皆さんや、あるいは具体的に産品改良を民間でやっている方々の意見を含め、広く女性の方も参画し、15名以内程度での協議会を設立したいと考えている。

質疑 企業立地促進事業助

成金の、算出基礎を伺う。

答弁 企業立地助成金、企業立地奨励金、雇用奨励助成金の3件の助成の中で、企業立地助成金は、工場等の建設に對するものである。藤倉ゴム(株)の案件では、当初2千万円で計上していたが、今回、限度額の1億円の予定から8千万円の増となる。企業立地奨励金は固定資産税に對する支援だが、税額が確定したことということで当初、519万円のものに、今回226万増となる。雇用奨励助成金については、当初に1千460万円計上していたが、次年度申請の内容が変わり、予定していた1千万円を減額し、助成金トータルで7千226万円の補正となる。藤倉ゴム(株)については、工場を建設しており、来春の新卒者を含めて35名での新規雇用予定が確定したため、助成額が確定したものである。

質疑 地域消費拡大支援事業補助金について、自助努力が必要で、すべて行政で賄うのではなく、できるところは商工会議所、商工会も含めて、ある程度、資金を出してやっていかないと続かないのではないか伺う。

答弁 前回は、人件費を含めて補助の対象であったが、今回はプレミアム分と印刷製本費の一部助成ということ、人で件費については、商工会、商工会議所で負担する。イベント費についても、換金手数料の中で行う。また、協議の中で、景気動向が落ちれば、プレミアム商品券は事業として不要になるだろうという話をしている。商工会、商工会議所で、プレミアム分の一部を負担することについては、次年度以降の課題となる。

質疑 請差の事業への活用について、どのように考えているか伺う。

答弁 単年度での予算づけのため、請差については、基本的には執行残とする。路線によつては、緊急的に伸ばさないと危険な箇所もあり、事業推進のために請差を使うこともあるが、予算の貼付けは、当初に行っているもので、基本的には執行残にすることにしている。

すべて終わるのか伺う。

答弁 現在、委託はほぼ完了し、これからは、用地取得工事であり、22年度中の完成を考えている。

討論 市街活性化のあり方について、集客をしてもなかなか思う様にならないことから、街なか活性化を商業的に人を集める活性化だけでなく、地域を中心地として、高齢社会あるいは子供の安全という将来の地域社会のあり方とあわせて考えていく必要がある。さらに、請差が発生し事業が確定しているものについては、いち早く財源として活用する考え方で、現状では要望にこたえ切れない分野が多々あるので、いち早く補正をして活用すべきと意見を付し賛成する。

審査の結果、原案の通り可決。

について

審査の結果、原案の通り可決。

議案第95号 専決処分の報告及びその承認について

審査の結果、原案の通り承認。

請願第9号 地元小規模零細建設事業者・職人等の仕事確保について

審査の結果、採択。

請願第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

審査の結果、採択。

請願第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書提出について

審査の結果、採択。



小高南工業団地で建設中の藤倉ゴム工業(株)新工場

議案第92号 民事調停の申立

審査の結果、原案の通り可決。

議案第91号 平成22年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

審査の結果、原案の通り可決。

議案第88号 平成22年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

審査の結果、原案の通り可決。

文教福祉常任委員会

議案第84号 平成22年度南相馬市一般会計補正予算について

【答 弁】 多方面から再開を望む声が多かったこともあるが、物から人へ、人に温かいまちづくりをする一環として、政策的な判断から再度実施することにした。できるだけ簡素化を図り、経費を節減したものを考えている。今回は、3区合同で開催する。会食はせず、弁当を配付する予定である。

【質 疑】 中央図書館の利用者数、及び利用率を上げる取組みについて伺う。

【答 弁】 オープン以来、平日は約1千人、土・日・祝日は2千人を超える利用があり、多くの市民に喜んでいただいている。今後は、小中学校、幼稚園等に職員が出向いてサービスをする、アウトリーチサービスに力を入れていく。

【質 疑】 21年度予算からの繰越金が3億円以上もある。予算の積算が甘すぎ、結果として国保税が高い。また平成21年度、療養費等国庫負担金償還金が6千400万円も発生している。療養給付費も高く見積り過ぎである。積算の仕方を改めるべきではないか伺う。

【答 弁】 繰越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 防災センター建設のスケジュールについて伺う。

【質 疑】 現在の図書整備率について伺う。

【質 疑】 中島館跡の発掘調査で、ほ場整備事業に支障はないのか伺う。

【質 疑】 21年度末で、蔵書冊数は21万7千点で、開架部分の充足率は、65〜70%である。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 現在、予算の流用で対応しており、今のところ混乱はない。今後は、基本的に事業を絞り込み、現場での使い勝手を考慮しながら補助金を支給する。10月に改めて

【質 疑】 雲雀ヶ原陸上競技場改修事業の財源について、地方債をやめて一般財源とした経緯について伺う。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 現在、予算の流用で対応しており、今のところ混乱はない。今後は、基本的に事業を絞り込み、現場での使い勝手を考慮しながら補助金を支給する。10月に改めて

【質 疑】 雲雀ヶ原陸上競技場改修事業の財源について、地方債をやめて一般財源とした経緯について伺う。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 現在、予算の流用で対応しており、今のところ混乱はない。今後は、基本的に事業を絞り込み、現場での使い勝手を考慮しながら補助金を支給する。10月に改めて

【質 疑】 雲雀ヶ原陸上競技場改修事業の財源について、地方債をやめて一般財源とした経緯について伺う。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 現在、予算の流用で対応しており、今のところ混乱はない。今後は、基本的に事業を絞り込み、現場での使い勝手を考慮しながら補助金を支給する。10月に改めて

【質 疑】 雲雀ヶ原陸上競技場改修事業の財源について、地方債をやめて一般財源とした経緯について伺う。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 障がい者自立支援費において、現行の法では応益負担ということで、障がいの重い人ほど負担が増えている。新体系への移行推進ということがあるが、実質的に新体系への共生につながらないのか、また今後の見通しについて伺う。

【質 疑】 現在、予算の流用で対応しており、今のところ混乱はない。今後は、基本的に事業を絞り込み、現場での使い勝手を考慮しながら補助金を支給する。10月に改めて

【質 疑】 雲雀ヶ原陸上競技場改修事業の財源について、地方債をやめて一般財源とした経緯について伺う。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。

【質 疑】 線越金が出た要因は、昨年度の医療費が想定より伸びず、療養給付費等の歳出が抑制され、結果として繰越金が出た。国保税を多く取りすぎたのではない。また、21年度の療養等国庫負担金償還金については、市から見積もった額を計上したのではなく、県の積算を基に交付された額を計上するもので、平成21年度の療養給付費等の実績により返還するものである。審査の結果、原案の通り可決。



改修工事中の陸上競技場